

適正な水道料金のあり方について
(答申案)

令和8年1月

安芸太田町上下水道料金審議会

目 次

- 1 はじめに
- 2 水道事業を取り巻く状況
- 3 料金改定の内容について
 - (1) 検討の前提
 - (2) 料金体系
 - (3) 改定料金
- 4 一般会計繰入金の考え方について
 - (1) 基準内繰入金
 - (2) 基準外繰入金
- 5 附帯意見
 - (1) 町民への効果的な周知
 - (2) 経営の安定化

[参考資料]

- 安芸太田町上下水道料金審議会 審議経過
- 安芸太田町上下水道料金審議会 委員名簿
- 安芸太田町上下水道料金審議会条例

1 はじめに

安芸太田町の水道事業は、水道法に基づく給水人口が 5,000 人以下の簡易水道事業として令和 6 年度から公営企業会計の適用を受け、現在、2,941 世帯、3,874 人に水道水を供給している。

水道は、住民の日常生活や社会活動に欠かすことのできないライフラインであり、地域の生活基盤として重要な役割を果たしていることから、水道事業の経営に当たっては、将来にわたって安心・安全な水を安定的に提供するため、持続可能な経営基盤の確立が常に求められている。

一方で、安芸太田町の簡易水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う水需要の低迷により経営の根幹をなす水道料金収入が減少を続ける一方で、管路や施設の多くが老朽化しており、今後は更新費用の増大とともに、ますます厳しい経営状況が続くものと見込まれている。

このため、地方公営企業として、簡易水道事業については今後も経営の安定性を維持していく必要があることから、事業の基本である独立採算の原則や受益者負担の原則及び負担の公平性の観点から、適正な水道料金のあり方について諮問を受けたところである。

本審議会では、審議に当たり、今後も避けて通れない一般会計からの繰入金の考え方についても整理を行った上で、水道料金の改定について慎重かつ精力的に審議を行い、本答申を取りまとめた。

2 水道事業を取り巻く状況

料金収入の対象となる給水人口は 3,874 人で、町民の約 7 割が町の簡易水道を使用しているが、有収水量は、管路の老朽化により漏水量が多いことから総配水量の 54%となっている。今後は、給水人口、給水収益ともに令和 7 年度からの 10 年間で 19%減少することが見込まれている。

また、中山間地域に位置する安芸太田町は、山沿いに集落（給水区域）が点在していることから小規模な施設が多く、管路のみならず浄水場など多くの施設で老朽化が進んでいる。

今後は、給水人口の減少に伴い、40 年間で給水収益は半減することが見込まれている一方で、更新時期を迎えている管路や施設等を順次すべて更新していくと、40 年後には、水道利用者一人当たりの起債残高は、現在の 1.77 倍に増加することが見込まれる。

こうした中、水道料金については、消費税の改正によるものを除くと、平成 22 年 4 月以降、15 年以上の長期にわたり料金改定を行わず低廉な料金を維持しており、今後、減少傾向にある水需要の動向や更新需要の増大と今後も更なるコスト上昇が見込まれている状況等を踏まえると、水道料金の見直しが急務となっている。

3 料金改定の内容について

水道料金の改定については、そのベースとなる今後 10 年間の財政推計が示されるとともに、改定にあたって次のとおり方針が示された。

これについては、使用者の負担軽減にも一定の配慮がなされており、安定的な経営を維持する観点から、妥当であると認める。

(1) 検討の前提

給水に係る費用をすべて給水収益で賄うとすると現行料金を 2 倍に引き上げる必要があり、使用者に過大な負担を強いることになる。このため、今後 10 年間においては、全国の簡易水道事業を基準に、料金回収率の目標を全国平均 (60%) に設定し、これを維持することにより経営の安定化を図ることとする。

※ 料金回収率

給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標

(2) 料金体系

基本料金と従量 (超過) 料金の二部料金制 (均一型) とした上で、基本料金については、料金体系のわかりやすさから口径別に設定し、メーター使用料はそれぞれの基本料金に含めることとする。

また、基本水量 (10 m³) は、現在、あわせて賦課・徴収している下水道使用料の改定時に検討することとし、今回の改定では据え置くこととする。

超過料金は、負担の公平性の観点から口径によらず均一料金とする。

(3) 改定料金

【メーター使用料】(税込み)

(改定前)

量水器	使用料/月
13mm	73 円
20mm	126 円
25mm	136 円
40mm	251 円
50mm	1,268 円
75mm	2,200 円

(改定後)

メーター使用料の個別設定は
廃止 (基本料金に含む)

【基本料金及び超過料金】(税込み)

小口径(13mm、20mm)の基本料金は大口径と比べ上げ幅を低く設定し、使用水量が少ない世帯の急激な負担増加にならないように配慮する。

また、使用者にとって料金の引き上げが急激な負担増加とならないよう段階的に引き上げを行うこととし、5年を一区切りとして、令和8年度と令和13年度の2回に分けて料金改定を実施する。

なお、13年度の改定については、改定時に、物価変動によって想定以上のコスト変動が生じた場合は、現在想定している改定後の金額を再検討(引き上げ幅の調整など)せざるを得ない場合もある。

現行の加計水泳プールに係る使用料の優遇制度については、他の施設との整合性を図る観点から廃止する。

(改定前)

基本水量	
算定水量/月	金額
10 m ³ まで	1,371 円
超過料金	
算定水量/月	金額
10 m ³ を超える部分 1 m ³ につき	165 円

料金改定は段階的に実施

- ▶ 第1回 令和8年度
- ▶ 第2回 令和13年度

(令和8年度 第1回改定後)

基本水量		
算定水量/月	口 径	金 額
10 m ³ まで	13mm	1,540 円
	20mm	1,837 円
	25mm	2,145 円
	40mm	3,564 円
	50mm	4,972 円
	75mm	10,241 円
超過料金		
算定水量/月	金 額	
10 m ³ を超える部分 1 m ³ につき	209 円	

(令和13年度 第2回改定後)【試算額】

基本水量		
算定水量/月	口 径	金 額
10 m ³ まで	13mm	1,782 円
	20mm	2,123 円
	25mm	2,486 円
	40mm	4,125 円
	50mm	5,753 円
	75mm	11,858 円
超過料金		
算定水量/月	金 額	
10 m ³ を超える部分 1 m ³ につき	253 円	

4 一般会計繰入金の考え方について

(1) 基準内繰入金

経営の安定性を確保する観点から、国の定める基準に基づく繰入れ（基準内繰入れ）については継続することが適当である。

(2) 基準外繰入金

基準外の繰入れについては、国の基準に基づかない政策的経費や財源不足を補うために町が独自に一般会計から繰り入れるものであり、本来は企業会計で負担すべき経費を一般会計で補填することとなるため、財政規律が損なわれないよう留意し、料金の引き上げや経営努力によっても、なお不足額が生じる場合に限定した上で、繰入額は必要最小限に止めることを基本とする必要がある。

5 附帯意見

(1) 町民への効果的な周知

水道料金の引き上げは、町民生活や企業の経済活動に大きな影響を与えることから、町広報誌など様々な手段を通じて町民の理解を得るとともに、十分な周知期間を確保できるよう、効果的な広報活動に努められたい。

併せて、安芸太田町は太田川の源流域に位置することから、美味しい水を提供できることなど、町における水資源の価値をもっと広く町民に伝えられるよう情報発信の強化に努められたい。

(2) 経営の安定化

今回の水道料金の改定は、物価高騰下における料金の段階的な引き上げであり、5年後も更なる引き上げを予定していることから、町民生活への影響を十分考慮しながら、引き続き、経営努力に努めるとともに、施設等の計画的かつ効率的な更新や起債償還期間の見直しなど、経営の安定化に向けた取組を着実に進められたい。

[参考資料]

○ 安芸太田町上下水道料金審議会 審議経過

開 催 日		審議事項
第1回	令和7年 8月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長選出 ・ 諮問 ・ 審議事項 審議会の趣旨 安芸太田町の水道事業 経営戦略の検討状況 今後の施設整備 次回の審議内容
第2回	令和7年 10月3日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 安芸太田町簡易水道の経営状況 今後10年間の財政推計 一般会計繰入金の考え方 水道料金の改定
第3回	令和7年 12月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 前回の提案 水道料金の改定 改定に向けたスケジュール
第4回	令和8年 1月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 前回の提案 水道料金の改定 改定に向けた当面のスケジュール ・ 答申(案)

○ 安芸太田町上下水道料金審議会 委員名簿

区 分	氏 名	役職名等	備 考
学識経験を有する者	伊 藤 敏 安	周南公立大学教授	会 長
	清 水 聡 行	福山市立大学准教授	
公共的団体等の推薦を受けた者	田 邊 雅 代	安芸太田町女性連合会	
	木 下 博 志	安芸太田町商工会	
	小 笠 原 晋	安芸太田民生員・児童委員協議会	
	二 見 吉 康	安芸太田町自治振興会連絡協議会	副会長
	片 山 豊 和	安芸太田町自治振興会連絡協議会	
	大 倉 啓 司	安芸太田町自治振興会連絡協議会	
町議会議員	影井 伊久美	安芸太田町議会	
	津 田 宏	安芸太田町議会	

(順不同、敬称略)

○安芸太田町上下水道料金審議会条例

令和7年6月12日条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、安芸太田町上下水道料金審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、「上下水道料金」とは、次に掲げる料金等をいう。

- (1) 安芸太田町簡易水道事業給水条例(平成16年10月1日条例第171号)第27条に規定する料金
- (2) 安芸太田町農業集落排水処理施設条例(平成16年10月1日条例第161号)第19条第1項及び第2項に規定する使用料
- (3) 安芸太田町特定環境保全公共下水道条例(平成16年10月1日条例第164号)第16条第1項及び第2項に規定する使用料

(所掌事項)

第3条 審議会は、管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、上下水道料金に関する事項について審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者の内から管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の推薦を受けた者
- (3) 町議会議員
- (4) その他管理者が適当と認める者

(任期)

第5条 審議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、委嘱の日から第3条に掲げる事項の審議が終了する日までとする。

2 委員がその職の身分を失ったときは、当該委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第4条の規定により委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、管理者が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。